

愛知県地球温暖化対策推進条例の制定について

平成30年2月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」で掲げる本県の2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減するという目標の達成に向け、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、全ての主体が一体となって地球温暖化対策を推進するため、「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

《条例の主な内容》 条例施行日：平成30年10月19日（ただし、地球温暖化対策計画書制度に係る規定は平成31年4月1日）

各主体の責務

- 県の責務
 - ・地球温暖化対策の推進に関する総合的な施策の策定及び実施
 - ・市町村、事業者、県民等と連携した施策の実施
- 事業者の責務
 - ・事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等の自主的かつ積極的な取組に努めること
- 県民の責務
 - ・日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等の自主的かつ積極的な取組に努めること

知事が定める計画

→ あいち地球温暖化防止戦略2030
(平成30年2月策定)

- 温室効果ガス総排出量の抑制に関する目標を定めた地球温暖化対策の推進に関する計画
- 気候変動への適応に関する計画

取組に関する事項

- 事業活動における地球温暖化対策
 - ・事業活動におけるエネルギーの使用の合理化等
 - ・特定事業者による地球温暖化対策計画書等の作成等
 - ・県による地球温暖化対策計画書等の評価・公表・助言
- 日常生活における地球温暖化対策
 - ・生活様式の見直し
 - ・電気機器を購入しようとする者に対する説明
- その他の地球温暖化対策
 - ・公共交通機関の利用の促進等
 - ・燃料電池自動車等の次世代自動車の普及の促進
 - ・まちづくりの推進に関する支援
 - ・再生可能エネルギー、水素エネルギー等の優先的使用
 - ・森林の整備及び保全の推進等
 - ・啓発等及び人材の育成
 - ・先導的な技術の研究開発の推進等
 - ・気候変動への適応に関する情報の提供等

★条文及び詳細は、以下のURLをご覧ください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/ontaizyourei.html>

○愛知県地球温暖化対策推進条例（抄）

第三節 その他の地球温暖化対策及び関連する取組

（公共交通機関の利用の促進等）

第十四条 事業者は、その従業者が通勤に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用することによる温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用による通勤を促進するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 商業施設その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、その施設の利用者が来場に自動車を使用することによる温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用、自転車の使用又は徒歩による来場を促進するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（次世代自動車の普及の促進）

第十五条 県は、市町村及び事業者と連携し、次世代自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車で、その使用により排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ないものをいう。）の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。